

今年の春、引っ越しされる方へ

進学や就職などに伴い、実家を離れる方は、引っ越し先の市区町村へ住民票を移す必要があります！



進学や就職などで引っ越したら 住民票を移しましょう！

上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備など、住民生活に欠かせない役割は、住んでいる市区町村が担っています。

今年の夏の参議院選挙は、選挙権年齢の引下げにより、18歳、19歳の皆さんも投票できる見込みですが、選挙権を行使するためにも忘れずに住民票を移しましょう！

今年の春に引っ越しをされる方は注意が必要です！

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。

しかし、今年の春に引っ越しをする場合、今年の夏の参議院選挙に、新住所地で投票することができない可能性があります。

安心してください！引っ越しても旧住所地で投票することができます！

今回、公職選挙法が改正されたことによって、新しく有権者となる18歳、19歳の方が今年の春に引っ越しても、旧住所地に3カ月以上住んでいた場合、夏の選挙には旧住所地で投票できます！

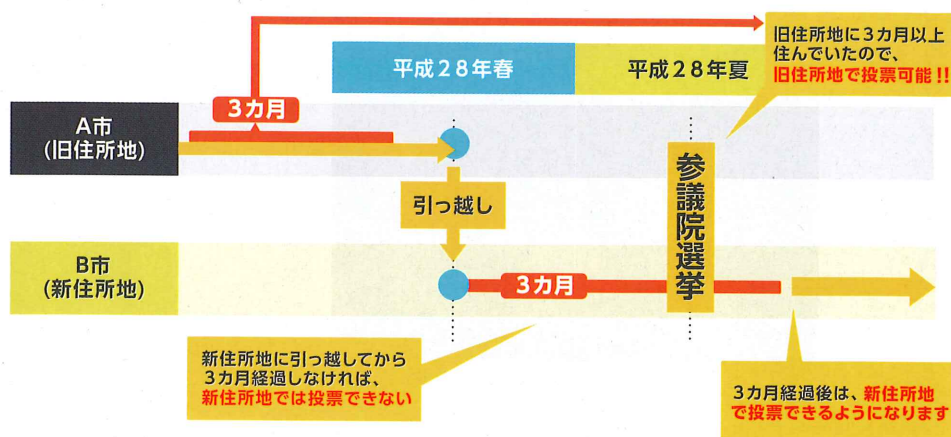
Q 引っ越して3カ月経ってないけど、投票するにはどうしたらいいの？

旧住所地で投票できます！

投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票することができます。

また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。

※新住所地で投票するためには、新住所地に転入届をした日から参議院選挙の公示日（選挙期日の少なくとも17日前）前日までに3カ月以上住んでいる必要があります。



Q 旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

不在者投票という方法があるんです！

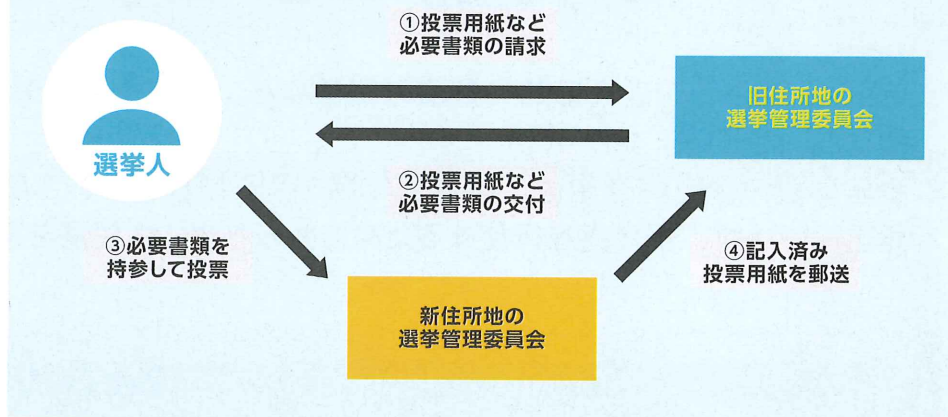
選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。

不在者投票の手続

- 1 旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。
- 2 交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

【注意】不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。

不在者投票の流れ



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。
※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

今年の夏の選挙へ、Let's投票!!

引っ越し先に住民票を移す際は、市区町村窓口での「マイナンバー通知カード」「マイナンバーカード」「住民基本台帳カード」の住所変更の届出もお忘れなく！

